

SNSを活用した伊豆の情報発信強化業務仕様書

1 業務名称

SNSを活用した伊豆の情報発信強化業務

2 期間

契約締結の日から令和8年3月13日(金)

3 目的

持続的な誘客には次代のリピーター獲得が必須であり、SNS 感度が高く情報拡散力に優れる F1 層(20～34 歳女性)を主なターゲットとし情報発信を実施する。F1 層は旅行・グルメ・体験への関心が高く、発信力に富むことから、SNS での情報拡散による効果が大きい。さらに、F1 層は家族内での情報共有も活発で、他世代への波及効果も期待できる。また、将来的にファミリー層へと移行する中で、長期的なリピーターとして定着する可能性も高い。SNS 発信により伊豆の魅力を広く伝えるとともに、投稿データを分析・改善することで、リーチ数やフォロワー数の拡大、ひいては伊豆半島への誘客促進を目指す。

4 内容

SNS(Instagram・X)を活用した情報発信及びプロモーション

(1) 投稿の作成

- ① 縦型動画を主とし、Instagram (@beautiful_izu_japan) で活用できる、伊豆地域が持つ観光コンテンツをターゲットに向けた内容で制作すること。
- ② 縦型動画撮影時に静止画撮影も実施し、X (@beautiful_izu) にて投稿を実施すること。なお、静止画については HP やインバウンド向け SNS 等でも活用できるよう汎用性を意識して撮影を実施すること。
- ③ 投稿内容については、事前に委託者と協議するとともに、委託者、受託者双方で情報や必要な画像等を収集する。

(2) 広告運用、キャンペーン及びインフルエンサー活用など施策の提案

効率的かつ効果的な方法で伊豆観光公式サイト「美伊豆 B-IZU」(<https://b-izu.com/>) への誘導、SNS フォロワー数の獲得及びエンゲージメント率向上を図る施策を提案、実施すること。

(3) 効果の検証

- ① 委託者が行った投稿も含め、アカウント及び投稿記事の拡散状況等、ターゲット層へのアプローチについて、取り組みの効果を検証し、その結果報告及び課題の可視化を行い、発展性を持った効果向上提案等を実施すること。
- ② 検証結果は定期的に報告を行うこと。また、それ以外でも随時メール、電話等で委託者

とやりとりを行い、対応すること。

(4) 目標

Instagram：フォロワー 20,000人

X:フォロワー 13,500人

※その他、指標となる数値(エンゲージメント率など)にも配慮すること。

(5) その他

- ① 業務開始時には目標KPIを示すとともに、実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- ② 業務の実施に当たっては、伊豆半島の観光産業振興全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- ③ 各業務にかかる撮影、編集、運用、調査、報告等の一切の経費(交通費、宿泊、各種データ費等)は、全て事業費に含むこと。
- ④ (4)の目標を達成するために、アカウントの認知度向上に効果的と考えられる取り組みを提案し、委託者と協議の上実施すること。また、Instagram、X の他に本事業の目的を達成するために効果的な SNS 媒体の運用等についても提案があれば受け付ける。

5 完了報告

(1) 実績報告書

- ① 業務に伴う制作物及び記事投稿に当たって活用した画像データ全般など、業務実施内容及び成果をまとめた実績報告書を提出すること。(2部)
- ② 上記の電子データ

(2) 納入期限：令和8年3月13日(金)

(3) 納入場所：(一社)美しい伊豆創造センター(静岡県伊豆市修善寺838-1)

ida@beautiful-izu.jp

6 著作権及び秘密保持

- (1) 写真や動画等、本業務により得られた成果は、原則として委託者に帰属することとし、委託者が指定する第三者に対し著作権人格権を行使しないこととする。
- (2) UGC の利用は原則認めない。UGC を利用する場合は、利用許諾の取得について、手法等を明確にし、適切に管理すること。
- (3) 本業務の締結及び履行に関して知り得た他の当事者の秘密情報を本業務履行以外の目的で使用、第三者に漏洩、開示あるいは公表してはならない。

7 その他

- (1) 効果的な情報拡散が見込まれる場合は、SNS の他、企画提案者の負担においてウェブなどのインターネットメディアやその他メディアの併用も可とする。

- (2) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書記載の業務委託の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (4) この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、双方協議の上、進めるものとする。
- (5) (4)に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。